

# モータースポーツ専門部会規定

1997年12月 5日制	定	2001年 8月 1日改正施行	2018年 1月 1日施	行	2022年 1月 1日施	行
1998年 1月 1日施	行	2002年 7月31日改	正	2020年 1月30日改	正	
1998年 7月27日改	定	2002年 8月 1日施	行	2021年 1月 1日施	行	
1999年 1月 1日施	行	2017年 6月 1日改	正	2021年11月10日改	正	

## 第1条 目 的

モータースポーツ専門部会（以下「専門部会」という。）は、自動車競技に関する専門的な事項につき、J A F会長の諮問機関として、その諮問に応じて意見を具申することを目的とする。

## 第2条 専門部会の設置

前条の目的のため、下記の専門部会を置く。

1. 登録部会
2. 安全部会
3. メディカル部会
4. 技術部会
5. マニユファクチャラーズ部会
6. レース部会
7. ラリー部会
8. スピード競技ターマック部会
9. スピード競技ダート部会
10. カート部会
11. eスポーツ部会

## 第3条 任 務

専門部会は、それぞれの専門部会ごとに掲げる下記事項につき、J A F会長の諮問に応じて意見を具申することを任務とする。

### 1. 登録部会

- 1) クラブおよび団体の登録申請の審査
- 2) 登録クラブまたは登録団体からの推薦による競技運転者許可証または公認審判員許可証の申請の審査
- 3) 上記に関係する諸規則の立案および統一解釈
- 4) 上記に関連する事項

### 2. 安全部会

- 1) クローズドコースおよびその付帯設備の安全対策に関する調査、研究および査察
- 2) クローズドコースの国内公認に関する諸規則の立案および統一解釈
- 3) クローズドコースの国内公認申請および国際公認申請の審査
- 4) 上記に関連する事項

### 3. メディカル部会

- 1) モータースポーツの救急医療に関する調査および研究
- 2) モータースポーツに関与する医師、医療機関、医療設備等の審査
- 3) ドライバーの国内身体検査証申請および国際身体検査証申請の審査
- 4) 上記に関連する事項

### 4. 技術部会

- 1) 国内競技車両に関する諸規則の立案および統一解釈
- 2) 記録挑戦による記録の国内公認申請および国際公認申請の審査
- 3) 競技用用品、用具、燃料等の国内公認申請および国際公認申請の審査

- 4) 上記に関連する事項

#### 5. マニファクチャラーズ部会

- 1) 競技車両の国内公認申請および国内登録申請の審査ならびに国際公認申請の審査
- 2) 競技車両に関する諸規則の調査および研究
- 3) 上記に関連する事項

#### 6. レース部会

レースに関する下記事項

- 1) 調査および研究
- 2) 諸規則の立案および統一解釈
- 3) 国際競技会、および選手権競技会の組織許可申請の審査
- 4) 競技会のスポーツカレンダー登録申請の審査
- 5) 上記に関連する事項

#### 7. ラリー部会

ラリーに関する下記事項

- 1) 調査および研究
- 2) 諸規則の立案および統一解釈
- 3) 国際競技会、および選手権競技会の組織許可申請の審査
- 4) 競技会のスポーツカレンダー登録申請の審査
- 5) 上記に関連する事項

#### 8. スピード競技ターマック部会

専ら舗装路面を走行するスピード競技に関する下記事項

- 1) 調査および研究
- 2) 諸規則の立案および統一解釈
- 3) 国際競技会、および選手権競技会の組織許可申請の審査
- 4) 競技会のスポーツカレンダー登録申請の審査
- 5) 上記に関連する事項

#### 9. スピード競技ダート部会

専ら非舗装路面を走行するスピード競技に関する下記事項

- 1) 調査および研究
- 2) 諸規則の立案および統一解釈
- 3) 国際競技会、および選手権競技会の組織許可申請の審査
- 4) 競技会のスポーツカレンダー登録申請の審査
- 5) 上記に関連する事項

#### 10. カート部会

カート競技に関する下記事項

- 1) 調査および研究（競技車両に関するものを含む。）
- 2) 諸規則の立案および統一解釈（競技車両に関するものを含む。）
- 3) カートクラブおよびカート団体の登録申請の審査
- 4) 登録カートクラブまたは登録カート団体からの推薦によるライセンス申請の審査
- 5) カートコースおよびその付帯設備の安全対策に関する調査、研究および査察
- 6) カートコースの国内公認申請および国際公認申請の審査
- 7) 競技用車両、エンジン、シャシー、用品、用具等の国内公認申請および国際公認申請の審査
- 8) 国際競技会、および選手権競技会の組織許可申請に関する事項
- 9) 競技会のスポーツカレンダー登録に関する事項
- 10) 上記に関連する事項

#### 11. eスポーツ部会

eスポーツに関する下記事項

- 1) 調査および研究（競技ライセンスに関するものを含む。）
- 2) デバイスおよびその付帯機器、設備に関する調査、研究

- 3) 競技会およびイベントに関する事項
- 4) 諸規則の立案および統一解釈
- 5) 上記に関連する事項

#### 第4条 構成

1. 専門部会の委員の定員は、下記の通りとし、それぞれの専門部会に部会長および2名以内の副部会長を置く。  
登録部会：9名以内  
安全部会：7名以内  
メディカル部会：7名以内  
技術部会：9名以内  
マニファクチャラーズ部会：11名以内  
レース部会：11名以内  
ラリー部会：9名以内  
スピード競技ターマック部会：9名以内  
スピード競技ダート部会：9名以内  
カート部会：11名以内  
eスポーツ部会：7名以内
2. 委員は、JAF会長がJAF理事会の承認を得て委嘱する。
3. 部会長は、JAF会長が委員の中から指名する。
4. 副部会長は、その専門部会の委員の互選により選出する。
5. メディカル部会の部会長、副部会長および委員は、医師の資格を有するものに限る。
6. マニファクチャラーズ部会の委員は、特別団体の構成員または特別団体が出資する子会社の構成員の中から、当該団体の代表者が推薦する者に限る。ただし、同部会長はその限りではない。
7. 部会長は、それぞれの専門部会を代表して、モータースポーツ審議会に出席する。部会長がモータースポーツ審議会を欠席する場合は、その専門部会の副部会長1名をモータースポーツ審議会に出席させることができる。

#### 第5条 任期および年齢制限

1. 部会長、副部会長および委員の任期は1年とし、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。なお、任期満了後も次期委員が委嘱されるまでは引き続きその職務を行う。
2. 部会長の連続する再任は2回までとし、委員の再任は妨げない。ただし、マニファクチャラーズ部会の委員を除き、続けての委員の再任は9回（連続10年）までとする。
3. 補充による部会長、副部会長および委員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。
4. 部会長、副部会長および委員は、その就任時または再任時に満70歳以下でなければならない。
5. 部会長、副部会長または委員が職務にふさわしくない行為を行ったと認められる場合は、JAF会長は、JAF理事会の承認を得て解任することができる。

#### 第6条 専門部会の開催および議事

1. 部会長は、JAF会長の要請をうけて、専門部会を召集し議長となる。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある場合にその職務を代行する。
2. 専門部会は、委員の過半数の出席（委任状による出席を含む。）により成立する。
3. 専門部会に欠席する委員は、議長または出席委員1名に議決権の行使を委任することができる。なお、議長を除き出席委員は1名で欠席委員2名以上の委任を受けることはできない。
4. マニファクチャラーズ部会の委員は、あらかじめ代理委員1名を登録し、同専門部会に出席させることができる。代理委員は、主たる委員が欠席した場合に限り、その委員に代わって議決に加わることができる。
5. 議事は、出席委員（委任状による出席を含む。）の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
6. JAF会長は、JAFモータースポーツ部の職員を専門部会に出席させて意見を述べさせ、または説明をさせることができる。
7. 部会長は、その専門部会の議を経て、委員以外の者を専門部会に出席させて意見を述べさせ、または説明をさせることができる。

## 第7条 作業部会の設置

専門部会は、J A F会長の承認を得て、作業部会（ワーキンググループ）を置くことができる。なお、専門部会長が、必要と認めた場合、J A F会長の承認を得て、その専門部会の委員以外の者を作業部会の構成員にすることができる。

## 第8条 事務

専門部会の事務は、J A Fモータースポーツ部が取り扱う。

## 第9条 施行、改定等

1. 本規定は、2022年1月1日より施行する。
2. 本規定の改定は、J A F理事会の議決による。
3. 1996年2月6日施行のモータースポーツ専門部会規定は、1997年12月31日に失効する。